

新型コロナウイルス感染症と物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者の皆様へ

いちのせき中小企業等物価高騰対策支援 給付金のお知らせ

一関市では、新型コロナウイルス感染症と原油価格および物価高騰の影響を受ける市内の事業者を対象に、事業の継続と経営の安定を支援するため、事業全般に広く使える給付金を交付します。

【対象者】 次の1、2全てに該当する事業者

1. 市内の中小企業者等※¹

- ・法人は、市内に本店や事業所、店舗があること
- ・個人事業主は、市内に住所がある、または市内に事業所や店舗があること

2. 申請日時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する事業者であること

- ・事業収入があること

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外

- ・「一関市福祉施設物価高騰対策支援給付金」の交付要件を満たす者
- ・「一関市児童福祉施設等物価高騰対策支援給付金」の交付要件を満たす者
- ・個人事業主のうち農林漁業を営む者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- ・一関暴力団等排除措置要綱第2第6号に規定する排除措置対象者
- ・国、法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織団体
- ・上記のほか、給付金の交付の趣旨に照らして適当でない者

※¹中小企業者等について…中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、組合（生活協同組合、その他中小企業等協同組合法に基づく組合等）、人格のない社団等で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たすものをいう。

【給付金の額】 法人 10万円 個人事業主5万円（1事業者1回限り）

【申請書類】

- ① いちのせき中小企業等物価高騰対策支援給付金交付申請書（オンライン申請の場合、申請フォームから必要事項を入力し申請してください。）
- ② 事業所所在地や事業の内容が確認できる書類の写し（法人：履歴事項全部証明書の写し、個人：開業届、営業許可証、その他申請者名と事業所所在地が併記された公的な証明書類等（商工会議所が証明する会員証明書など））
- ③ 事業収入があることが確認できる書類の写し（法人：直近の法人税確定申告書控えの写し、個人：令和3年確定申告（青色・白色・住民税申告）書類控えの写し）
- ④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなどの写し） ※個人事業主のみ提出
- ⑤ 申請者名義の口座通帳（金融機関、支店、口座番号および名義人のカナ表示の箇所）の写し

※オンライン申請の際、添付書類（上記②～④）は、電子ファイル（PDF、JPEG、JPG、PNG形式）に保存して、申請ページからアップロードしてください。

※申請書様式は、市のホームページからダウンロードできます。

【申請期間】令和5年1月10日（火）から令和5年2月15日（水）※必着

【申請方法】

オンライン申請または郵送による申請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、持参による申請はご遠慮ください。

① オンライン申請

- ・以下のURLまたはQRコードから申請ページにアクセスして申請受付期間内に手続きしてください。
※2月15日(水)23時59分(締切時刻)までとなります。
- ・添付書類は、電子ファイル(PDF、JPEG、JPG、PNG形式)に保存して、申請ページからアップロードしてください。



URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-ichinoseki/jigyosha-oen>

② 郵送による申請

- ・封筒の表面に「中小企業等物価高騰対策支援給付金関係」と記入してください。
- ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。郵送料は申請者の負担となります。

●申請書類提出先

【郵送先】 〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

●申請から交付までの流れ



- ・申請書類を受理した後、内容確認や審査をし、交付を決定した場合は交付決定通知書を送付するとともに指定の口座に振込みます。
- ・書類の不備や確認に時間を要した場合は、交付まで時間をいただくこととなりますので、予めご了承ください。
- ・提出していただいた資料で交付の要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・交付の要件に該当とならない場合もその旨通知いたします。

●その他

- ①この給付金は、所得税法上「事業所得等」に該当し、事業収入のその他収入になります。所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。
- ②申請に使用した書類や帳簿、通帳を7年間保存してください。

【お問合せ先】

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話：(0191) 21-8730(ダイヤル)